

備前市住宅リフォーム助成地域振興券交付事業

備前市では、市民の住環境の向上と、地域経済の活性化を図るため、市内建築業者を活用して住宅のリフォームを行う方に、備前市住宅リフォーム助成地域振興券を交付します。

事業の概要

平成 29 年 6 月 1 日
より募集を開始します

①助成対象者

- 本市に住民登録し、助成対象住宅に居住している人
- 助成対象住宅のリフォーム完了後、その住宅に居住する人
- 市税を滞納していない人
- 暴力団員等でない人

②助成対象住宅

- 市内にある建築後 1 年以上経過した住宅
- 申請者が居住の用に供している住宅（住民登録している住宅）
- 移住目的者がリフォーム完了後に住民登録をする住宅
- 併用住宅の場合は居住部分と居住に関わる共用部分は対象
※店舗、事務所のみは不可



③助成対象リフォーム工事

- 住宅の修繕、補修、模様替え、一部改築、増築などの工事
- 市内の建築業者が施工するリフォーム工事
- 助成対象工事に要する経費が消費税を含み 50 万円以上の工事
- 交付申請前に着手していない工事
- 平成 30 年 2 月 10 日までに完了する工事
- 助成を受けようとする工事に対して、本市や国、県等の他の助成制度の対象とならない工事



④地域振興券の額

- 50 万円以上(税込)の助成対象工事に要する金額の 20%を助成（千円単位未満切捨て）
- 地域振興券の交付上限は 100 万円
- 地域振興券の計算例（右図参照）



工事金額（税込）	地域振興券の額
30 万円	0 円
50 万円	10 万円
100 万円	20 万円
500 万円	100 万円
1000 万円	100 万円

⑤地域振興券の交付

- ★交 付 額 地域振興券の確定通知額（1,000 円券単位）
- ★交 付 日 平成 30 年 3 月 1 日（木）から ※リフォーム完了日とは異なります
- ★有効期間 平成 30 年 3 月 1 日（木）～平成 30 年 8 月 31 日（金）
- ★使用できるお店 地域振興券といっしょに使用できるお店の一覧表をお渡しします
- ★その他 地域振興券使用の際、お釣りは出ませんのでご注意ください

⑥申請受付等（委任状があれば代理人の提出も可）

- ◆受付期間 平成 29 年 6 月 1 日（木） から 平成 29 年 12 月 15 日（金）まで
- ◆受付時間 午前 9 時 から 午後 5 時 まで
- ◆受付方法 持参にて先着順 ※郵送は受付できません
- ◆受付場所 備前市役所（本庁舎）2 階 まち営業課

【お問い合わせ先】備前市役所 まちづくり部まち営業課 まち商工係 電話：0869-64-2228